

(34)

—《研究ノート》—

## 国民党政府の留学政策と日本留学の特殊性

(お茶の水女子大学大学院助手) 周 一川

### はじめに

1928年から北洋軍閥統治時期が終わり、国民党政府統治時期に入った。北洋軍閥の統治時期の留学政策は内乱状態によって実施しがたく、留学の実態も半無政府状態であった。1928年以後、国民党の統治時期に入ったが、政局の不安定により、国民党の留学政策の確立は30年代になってからのことであった。

王奇生は中国第二檔案館の豊富な資料を利用して、国民党政府の留学政策の特徴をまとめている<sup>(1)</sup>。本論文ではそれを参照した上で筆者の考えを加え、その留学政策の特徴を紹介するが、主に日本留学の特殊性を中心に論じたい。

### 一. 国民党政府の留学政策の特徴

1930年4月に南京で国民党政府の第2回全国教育会議が開かれ、「改進全国教育方案」が可決された。その中に、留学教育について6か条の改革施策が提出された。1931年9月には、国民党第3回中央実行委員会第17回常務会議で「三民主義教育実施原則」を可決した。国民党教育部は、この2回の会議内容により1933年4月に「国外留学生規程」<sup>(2)</sup>46カ条を公布し、留学生派遣機関、留学奨励金、留学資格、試験方式、留学管理、帰国服務等を詳しく規定した。以来、国民党政府の留学政策には次のような幾つかの特徴が見られる。

#### 1. 理系留学生派遣の重視

第2回全国教育会議では、「今後、国外留学生の派遣は自然科学及び応用科学を重視すべきである」という方針が決定された。具体的な規定と

しては、公費生の派遣について、理農工医類が少なくとも7割を占めるようにすべきであり、私費生の学科の選択については本人の希望によるが、理農工医を専攻する者を公費支給時に優先し、文科を専攻する者は大学院に入学しなければ、公費の補助を受けられないというものである<sup>(4)</sup>。1933年の「国外留学生規程」に「各省市より選抜国外に派遣し専門学術を研究せしむる者は宜しく理、農、工、医の諸専科に重きを置くべし」<sup>(5)</sup>（原文のかたかなをひらがな、漢字の繁体字を当用漢字に改めた、以下の引用でも同じ）と明確に規定された。

この政策を実施して以後、文・理系留学生の比率は逆転し始めたと王奇生の『中国留学生的歴史軌跡』は指摘している<sup>(6)</sup>が、根拠は1948年に出版された『中華年鑑』である。『中華年鑑』によれば、1929年は留学生総人数1657名のうち、文科留学生が971名、理科が548名、不詳が138名となっている。つまり、文科留学生が約58・6%を占め、理工科が約33%だったが、1937年には文科が38%に下がり、理工科が62%に上がった<sup>(7)</sup>。後述の日本留学の特殊性からすると、筆者はこの統計には多数の私費留日学生が含まれていないと考える。

#### 2. 留学資格の改定

1929年9月の「修正発給留学証書規程」で決められた留学資格は「高級中学以上の学校卒業者」と「旧制中等学校を卒業し2年以上服務して其の成績良き者」<sup>(8)</sup>であるが、1933年の「国外留学生規程」で、公費留学生の派遣は試験を行ない、選抜しなければならないと規定した。留学試験を受

ける資格は「一、国内外公立或は認可を経たる私立専科以上の学校を卒業し更に其所習学科に關係ある技術職務に二年以上就きたる者 二、国内外公立或は認可を経たる私立専科以上の学校を卒業したる後二年以上所習学科を継続研究し価値ある専門著作或は其他の成績ある者 三、国内外公立或は認可を経たる私立大学或は独立学院を卒業し成績優良なる者」<sup>(9)</sup>という3類であった。私費留学生は試験がないが、留学資格は「一、公立或は認可を得たる私立専科以上の学校の卒業者 二、公立或は認定されたる私立高級職業学校卒業者にして国内に於て二年以上技術職務に就きしもの」<sup>(10)</sup>とされた。「国外留学生規程」の公布によって留学資格の向上の原則が確立した。

### 3. 留学生管理の強化

「国外留学生規程」によれば、次のような事柄が決められていた。留学する前に留学証書を受け取ってから、パスポートを申請する。公費生の派遣はまず専攻を決めなければならない。留学中に教育部の許可を受けずに、留学先の国家と専攻を変更してはならない。公費生は留学の成績等を教育部に報告する義務がある。公・私費生は、帰国後に卒業証書を持参の上、教育部の審査を受け、登録しなければならない。留学中に公・私費生は國家の威信を損なうこと、学業を怠ること、その他の行為不良があれば留学資格を取り消し、強制的に帰国させる等々の規程である。

### 4. 三民主義の導入

1931年9月の国民党「三民主義教育実施原則」の中で、留学教育の目標は「三民主義の精神に従って東西文化の長所を融合して三民主義新文化を創造する」<sup>(11)</sup>と規程された。

1933年「国外留学生規程」の公費生の留学試験には外国語と専門科目以外に、国民党の「党義」の試験もあった<sup>(12)</sup>。

### 5. 留学派遣母体は地方

民国初期の留学体制では、地方の省が資金を出していたが、各省の公費留学生の最終試験、監督、人数、国別、専攻等の権限は中央政府にあった。しかし、民国中期以後の国民党の留学政策は、省を中心とする地方の公費留学の方針を取った。「国外留学生規程」第2章の公費生の規定から分かるように、研究科目的種類、公費生、定員、留学国別、年限及び経費状況等の権限は殆ど各省市にあった。ただ、実施する前に教育部に報告し、許可を取得する必要があった<sup>(13)</sup>。

1933年の留学規程を公布して以後、各省は積極的な姿勢で留学教育を整備し、留学計画を制定した。1934年には数多くの省で留学試験が行なわれた。

「満洲国」が成立して後、一部の青年は、華北等の地域に逃げ出して、「東北流亡学生」になった。そのため東北青年教育救済処が設立され、留学試験を行い、欧米にも留学生を派遣した。1936年11月27日の「申報」によれば、教育部の許可を得て、東北青年教育救済処は1937年5月に第4回留学試験を挙行する予定であり、定員はイギリスに国際法1名、アメリカに電機工学と国防科学各1名、合計3名となっている<sup>(14)</sup>。

### 6. 戦時下的非常時対応策

1937年、抗日戦争が全面的に勃発して以後、非常時に即して国民党政府は留学政策を幅広く調整した。中日両国が交戦状態になったので、国民党政府の日本留学は中止され、その後の留学先はアメリカが中心となった。1938年の「限制留学暫行弁法」は留学科目と留学資格を厳しく制限しているが、1939年の「修正限制留学暫行弁法」は、特別の許可がないかぎり、暫く公費留学生を派遣しないという方針が決められている。1941年に太平洋戦争が始まり、国民党政府は戦争の勝利を確信

(36)

していたので、戦後の建設のために、再び積極的な留学政策を制定した<sup>(15)</sup>。

## 二. 日本留学の特殊性

国民党政府の留学政策は、民国初期よりは安定し、各省を通じて実施していたが、各国への留学生は全部「国外留学生規程」の規定どおりに留学するわけではなかった。欧米各国への留学生は、パスポート等の関係もあり教育部の留学証書を受領しなくては出国が殆ど不可能であったが、日本留学生はそうではなかった。まず、日本へ行くのに、パスポートは必要ないので、教育部に留学を申し込まなくても、簡単に日本に入ることができた。つぎに、教育部の許可がなくても入学試験さえ合格すれば、日本の学校に入学できた。日本留学はこのような特異な状況下にあったので、中国政府にコントロールされていない点が多いのである。それゆえに、以下のような特殊な現象を生み出したと考えられる。

### 1. 留学証書を持っていない者が多い

留日学生は、欧米への留学生と違い、日本への出入国が容易なので、政府の留学についての各種規程を無視することが可能であった。「国外留学生規程」の第33条に「公自費生出国には均しく本規程の規定に照して留学証書を請ひ受くべし」<sup>(16)</sup>、第37条に「公自費生は留学証書を取得したる後之を持参外交部或は外交部委託旅券発給機関に就き旅券の発給を受け更に関係国の領事館に就き署名を受くべし」<sup>(17)</sup>というふうに規定されているが、留日学生には留学証書を持っていない者が多かったのである。1933年末に「留日学生の中には留学証書無き者約三分の二」<sup>(18)</sup>であった。

この状況は長期間解決できなかったので、教育部と駐日留学生監督処は、繰り返し命令を下した。1933年12月に教育部第1217号訓令に、訓令到着の日より、監督処の入学紹介を経ない学生の学籍

と卒業資格は一切認めないと厳しく規定され、訓令到着以前に既に入学していた学生については手続きを執行する者の学籍は承認するということであった<sup>(19)</sup>。1934年10月に監督処は再び留学生に布告を颁布した。「近來渡日学生に増加し留学証書を受けざるもの實に多数を占む、……教育部に対し寛に従ひ処理されんことを請ひ斟酌補救の許可を得たり、依つて未だ留学証書を受領せざる学生は来週の月曜日（十月二十二日）より来処登記して査弁に資せらるべし」<sup>(20)</sup>という内容であった。しかし、その措置を取っても効果が顯れてこないので、教育部は留日手続き上の緩和方法を実施するに至った。

1935年末に教育部教字第12648号指令に、留学証書を持っていない者に対して、国内高卒であり、「既に日本実科専門学校或は、国立高等学校に入学せる者は、暫くの猶豫を許可し、該処に登記申請後に該処より教育部へ彙報し、留学証書の追加発給をなす」<sup>(21)</sup>というふうに決められた。この指令では1年に限定されていたが、翌年の監督処第6号布告により、更に1年延長されている<sup>(22)</sup>。次頁の「表1」からもうかがえるように、高校を卒業していない者が留日学生総数に占める割合は、かなり大きいが、彼らは条件外であり、留学証書をもらえないが、高卒以上の学歴を有する者でも留学証書を持っていない者が多かった。中華民国教育部の調査による「最近6年中華民国国外留学生統計」では、1935年に来日した留学生数は僅か447名であるが、この調査を翻訳した日華学会の訳者は「此の期間中に新たに渡東せる中華民国留学生実数は二千乃至二千五百と推算されるから教育部の留学証書を受けずして来東せる学生の如何に多きかを想見するに足る。」<sup>(23)</sup>と記録している。これは、国民党政府にとっては容易に解決できない大問題であろう。

## 2. 留学資格の制限がない

規程上の留学資格は、中国国内の高等教育が徐々に普及してくるにつれ、漸次向上して行つたが、「国外留学生規程」に決められている「一、公立或は認可を得たる私立専科以上の学校の卒業者 二、公立或は認定されたる私立高級職業学校卒業者にして国内に於て二年以上技術職務に就きしもの」という私費留学生資格の規定は、私費留学生に対して拘束力がなかった。それは、前述の問題と深く関係がある。次の統計表は、日華学会が留学予備校である東亞学校在学生の教育程度

「表1」 東亞学校在学生の教育程度

単位：人

学生程度	昭和10年 7月末	昭和10年 11月末	昭和11年 3月末
大学卒	256	550	414
専門卒	86	207	109
大学未卒	65	140	94
専門未卒	13	—	14
高校卒	223	740	462
高校未卒	93	162	219
中学校卒	59	162	84
それ以下	33	13	61
計	828	1974	1457

出典：日華学会編『第2版 留日学務規程及概況』  
日華学会、1937年、106～107頁より作成。

について行った調査である。

30年代の留学生は、来日後、まず東亞学校に入り、日本語を勉強する者が多かった。この統計から分かるように、留学生の教育水準はさまざまであり、高校を卒業していない者が少なくなかった。その状況は、勿論、政府の許可なしに日本に出入りできることからきたものであるが、私費の日本留学にとって、留学の資格制限はなかったと言えるだろう。

## 3. 文系中心の専攻分野

『留東学報』の統計によると、1936年に在籍の留学生は3781名であり、専攻は、次のようなものであった。

「表2」 1936年6月留学生の専攻別統計表

単位：人

専攻	人数
法経	1057名
文	260名
商	188名
医	274名
工	238名
理	183名
農	170名
芸術	44名
陸軍	93名
警務	36名
鉄道	191名
予備特設	129名
一般予備	827名
其他	91名
合計	3781名

出典：留東学会『留東学報』第1巻第4期、  
東京、留東学会、1936年、123頁より作成。

この調査は、日華学会の留学生名簿の統計により、留東学会が整理して作成したものである。日本留学の実態は、相変わらず文系を専攻する留学生が多く、法、経、文、商専攻1505名に対して、医、工、理、農専攻は865名であった。つまり、国民党政府の理系を重視する留学方針は、官費留学生が少ない日本留学についてはうまく貫徹することが出来なかった。それに、当時国内で理系を勉強していた学生が日本に来て、文系に変わった者も少なくなかった。その原因について、当時の『留東学報』に載せられた「留学教育に関する問題」という文章に幾つか取り上げられているが、

(38)

それによれば、1、理系の年限が長い。2、経済力がない。3、戦争が起きたら、中途退学の心配がある。4、社会現象を知りたい。5、国内の政治、文化界には文系の留日出身者が多い<sup>(24)</sup>。

#### 4. 私費留学生が圧倒的に多い

以上に論述した3つの特殊性はそれぞれ、留日学生の中には私費留学生が多いという特徴と深くつながっている。日華学会の統計によれば、留日学生の学費は次のようにあった。

この統計は、「満洲国」の留学生を含んでいる数字であるが、私費留学生が多かったことは明瞭である。特に、1934年の第8版同名簿「留日学生学費別表」の備考により、「官費は省県、公費は校費、満鉄、旗費、奨励金等を含むものとす」<sup>(25)</sup>ということなので、1934年から急に増えた公費留学生の中には「満洲国」の留学生が多く含まれていたと考えられる。ここで「官費」と言われる省県費は、中華民国留学生たちには「公費」と呼ばれることが多い。1935年の『留東学報』に「各省留日公費生総額254名」<sup>(26)</sup>という記事があったが、

「表3」 1929年～1937年留日学生学費表

これは、中華留日監督處の調査であり、これにより、「満洲国」留学生を除く公費生の人数が判明した。同年度中華民国留学生総人数は2394名<sup>(27)</sup>であるから、公費生は総数の1割余りであるが、「表3」から分かるように1936年～1937年の2年間の公費生は総数の1割以下になっており、そのことから、私費留学生が急速に増え、第3回の留日ブームを引き起こしていたことが見てとれる。

#### 5. 活発な社会活動

留日学生は革命的な伝統があると言われているが、30年代の留日学生も、相変わらず、活発な社会活動を行い、数多くの組織と雑誌を作った。当時中国国内には国民党政府と共産党政権等が存在していたが、留日学生も左翼、右翼及び中間派に分かれていた。国民党蒋介石を支持するか否かにより、右翼と左翼に分かれており、左翼と右翼の留学生は中間派より、少数であったが、社会活動は活発に行なっている。

1936年1月に出版された『留東学報』第1巻第4期の統計によると、当時の留日学生的組織は90

団体であった<sup>(28)</sup>。だが、その数は完全なものではなく、左翼の地下組織は殆ど含まれていない。留学生の回想録をもとにした王奇生の研究によると、それ以外に20団体以上の左翼組織が存在しており、<sup>(29)</sup>1931年から1937年までの間に少なくとも留日学生が創刊した雑誌は35種類があったという<sup>(30)</sup>。1936年11月に左翼留学生を中心に中華留日学生連合会が設立したが、留日学生的主導権を取るために右翼留学生は1937年2月14日に日華学会で中華民国留日同学会を設立させる計画を立てた。このことを知った左翼留学生たちは、500名の留学生を呼び、会場を占領し、両派は激しく衝突した<sup>(31)</sup>。黄薇

年度	官費	公費	文化補助	自費	不明	複費*	計
1929年	232	47	248	867	1098	7	2485
1930年	263	41	226	824	1710	—	3064
1931年	341	52	249	994	1460	—	3096
1932年	255	33	342	402	397	8	1421
1933年	226	22	337	455	401	24	1417
1934年	254	176	279	1115	521	7	2340
1935年	331	108	350	2201	785	—	3781
1936年	326	108	308	5059	108	—	5909
1937年	367	72	219	5287	—	—	5945

\*2種類以上の補助費をもらう者。

出典：日華学会『第11版 中華民国・満洲国留日学生名簿』昭和12年度6月現在、東京、日華学会、1937年、18頁「最近9年留日学生学費別表」より作成。

の話によると、その時の公使館は、国民党政府のものであり、左翼留学生はそれと殆ど接触が無かったが、衝突事件後、「中華留日学生連合会」を認めてもらうために、黄薇等の左派留学生代表たちは、請願に行くことにした。最初は大勢で行こうとしていたが、日本の警察の干渉を受けたので、戦術を変え、2~3人から4~5人の小グループに分けて公使館に行き、そこで集合した。左翼留学生の代表たちは、夕方まで待ち、ようやく公使が出てきて、請願を受け取ったという<sup>32</sup>。

左翼留学生たちは、世界語者学会や劇の公演を通じて、日本の左翼団体との接触を頻繁に行った。女子留学生であった劇作家顏一煙の回想によると、1936年11月にゴーリキー追悼のため、「中華留日戯劇協会」と日本の「新協劇団」、「新築地劇団」は連合公演を行い、秋田雨雀等の日本劇作家の協力と支持を得て成功を収めた<sup>33</sup>。

1936年3月に左翼女子学生は、「留東婦女社会科学座談会」と「留東婦女問題座談会」という2つの組織を結成した。同年5月にこの2つの婦女座談会が合併して「留東婦女会」になり、「留東婦女」という雑誌も出版された<sup>34</sup>。黄薇の回想<sup>35</sup>により、当時の左翼女子留学生組織のことが分かるようになったが、それによると次のとおりである。

黄薇は2年生から社会活動が多くなり、1936年に前述の「留東婦女会」リーダーの1人となった。「留東婦女会」は左翼の組織であり、表だった組織的な活動ができなかった。そのメンバーは全部で約60~70名であり、リーダー層には会長、組織、宣伝などの分担があり、黄薇は宣伝の責任者であった。責任者の中に中国からの亡命者が多く、共産党員もいた。共産党員であることは、お互いに話さないことであり、黄薇は当時共産党員ではなかったし、共産党員がいることさえも知らなかつたという。その多くの活動は、秘密の状態で行われていた。例えば、魯迅が亡くなった記念日の集会は、料理屋で食事会に見せかけ行った。他に

も、留学生の結婚式や誕生パーティーの名目で大会を行い、日本の進歩人士の協力を得たことも度々であったという。通常の勉強会は、7人か8人で行う小規模の集会であった。集会は様々な場所で開かれたが、留学生たちの住まいに行うことが多く、黄薇の住む借家は勉強会の場所の1つであった。勉強会以外にも日本の社会を理解するために、日本の花嫁学校などを見学することもあった。「留東婦女会」以外に女子留学生の組織もあり、中には男性への復讐を主旨とする組織もあったという。

組織的な活動以外にも、文化人の個人的な交流等の活動もあった。後述の謝冰瑩は日本の女性作家林芙美子と文通を行っており、2度会ったことがあった。逮捕直前に謝冰瑩は彼女の家を訪ね、生活から創作のことまで長い時間話をした<sup>36</sup>。

## 6. 3回目の留日ブームの到来

日本軍の侵略によって、1931年の「9・18事変」と1932年の「1・28事変」が勃発し、留日学生は大勢帰国し、人数は減少した。以後、中日関係がますます悪くなり、留学生の人数は減るはずであったが、1934年には逆に増え始め、後掲の「表4」から分かるように、1937年6月に6000名近くになり、それは留日史上、1905年と1906年の第1回、1913年と1914年の第2回に引き続く第3回目の高まりであった。30年代に日本軍の侵略行為により、中日関係はますます悪化し、在日留学生たちの抗日活動も激しくなっていた。在日留学生は敵視されたり、日本警察に監視されたりして、その境遇は極めて困難なはずであるのに、なぜ、大勢の学生が日本に来たのかについては王奇生がすでに幾つかの理由を指摘している<sup>37</sup>が、筆者が思うに、最も重要な理由は、日本に自由に留学できることと、日本留学の費用が低かったことであろう。当時の日本は金本位制であるが、中国は銀本位制であった。金の値段が下がり、銀の値段が上がった

ので、中国で勉強するよりも日本のほうが安いという状態だった。日華学会の『第10版 留日学生名簿』の例言に、「昭和八年秋季より渡来者漸増、銀為替好転も伴ひ九年十年と更に増勢顯著となり、就中十年秋初に入り一大飛躍を為し、十一月には留日学生数約八千を突破せんとする勢を示したる」と記録している。第3次の日本留学ブームは、1935年から始まったのである。

### 7. 女子の留学水準の向上

この時期の女子留学は、人数の増加すると共に、留学水準も向上してきた。

民国初期の女子留学生は清末と違い、高等・専門学校への入学へと移行し、留学水準が高くなつたが、国民党政府時期に入ると、さらに変化が見られるようになった。それは、高等・専門学校以外に帝国大学や私立大学にも女子留学生の姿が珍しくなくなったことである。

1931年の帝国大学の状況を見ると、東京帝国大学に医学科専攻生である鄭推先（東京女子医学専門学校出身）が在籍し、京都帝国大学大学院に前述の陶慰孫（東京高師出身）が在籍し、九州帝国大学には朱毅如（大阪梅花女子専門学校出身）が法文学部正科生として在籍していた<sup>44</sup>。1936年には東京帝国大学に法学部大学院生1名（韓桂琴、1934年入学、出身学校北平大学）、医学部専攻生5名、聽講生1名の、合せて7名の女子留学生が在籍していた。他に、京都帝国大学に1名、東北帝国大学に4名、九州帝国大学に15名、大阪帝国大学に2名の女子留学生がいた<sup>45</sup>。1931年に帝国大学に在籍していた女子留学生は3名しかいなかつたが、1936年には29名に増えたのである。

私立大学でも女子留学生が増え続けた。1931年に早稲田大学に16名、明治大学女子専門部に26名、慶應大学に1名、日本大学に10名、同志社大学に2名の総計55名の女子留学生が在籍していた<sup>46</sup>。1936年に慶應大学医学部に1名、早稲田大学に14

名（内満洲3名）、早稲田国際学学院に1名、明治大学に13名（内満洲1名）、明治大学女子部41名（内満洲11名）、法政大学に34名（内満洲2名）、専修大学に8名の総計112名（内満洲17名）の女子留学生が在籍していた<sup>47</sup>。私立大学に在籍していた女子留学生は5年の間に55名から112名に増えたのである。

この現象は、女子留学生人数の増加と深くつながっているが、女子留学生の教育水準の向上が最も重要な要因である。中国国内の女子教育は20年代から男女共学の政策により、高等教育を実現し、大学を卒業した女子学生が増えたのである。日本の高等・専門学校を卒業した女子学生も少なくなかった。

### 8. 厳しい留学環境

日中戦争が全面的に勃発する時に接近すればするほど、留日学生たちと日本当局との衝突が激しくなった。留学生の抗日活動や革命傾向を持った活動は多く、日本の警察側の留学生に対する監視も厳しかった。その時期に抗日活動等の理由で逮捕された留学生が増え、強制帰国させられた留学生が少なくなかった。現在アメリカに定住している著名な女性作家謝冰瑩の日本留学についての記述から、その時期の留学生の留学環境についての一斑を伺い知ることができる。

謝冰瑩は1931年と1935年の2度日本に留学したが、2回とも政治的な原因で中断された。1931年の留学時には「満洲事変」が起り、彼女は、他の留学生たちと一緒に「抗日救国会」を作り、反対運動を行ったので、強制帰国させられた<sup>48</sup>。1935年に再び来日し、早稲田大学大学院で勉強した。彼女は、日本語をしっかりと勉強し、将来は研究と翻訳の仕事に従事する計画だった<sup>49</sup>が、「満洲國」皇帝溥儀の日本訪問反対を表明したので、逮捕された。拷問を受け、3週間の獄中生活を送った。中国側の友人や駐日公使館、留学生監督処の

尽力で釈放されたが、中国にも容易に帰れない状況で、日本の著名な女性記者らの助けを得て、中国に逃げることに成功した。その出来事について、謝冰瑩は『在日本獄中』という本を出版して、詳しく記録している。残念ながら、謝冰瑩はその本の中で、彼女たちの安全のため、「池田」、「松子」、「英子」という偽名を使い、本当の名前は記録していない<sup>44</sup>。謝冰瑩のこのような境遇は、その時期の留学生の縮図と言えるだろう。

### おわりに

30年代前半の中国では、国民党政府の全国的な統治が強固になり、共産党勢力も、国民党軍隊の大規模な包囲攻撃と戦い、厳しい時期を乗り越えた。それに、東北地方で日本の傀儡政府の「満洲国」が建てられた。様々な政治勢力の闘争は、国内政局を複雑にしたうえに、外国の中国への侵略行為も絶えなかった。このような社会環境の中での留日学生は、様々な政治傾向を持ち、複雑な知識人青年の構成になっていたが、「7・7事変」後、殆ど帰国し、左翼も右翼も中間派も関係なしに、黄薇のように、抗日戦争に身を投じた留日学生は少なくなかった。

国民党政府の教育部の資料によると、1937年の「7・7事変」により抗日戦争が全面的に勃発して後、その後の日本留学統計表の記録は全部0である<sup>45</sup>。それは1938年から1945年まで国民党が留日学生の派遣を中止したことの証明であるが、留学の実態は必ずしもそうではなかった。後掲「表4」から分かるように、戦争中に日本の占領地区の各傀儡政権は留日学生を派遣し続けたのである。

留学生総人数の統計は留学生史を研究する最も大事な基本作業であるが、以上に論じた留日学生的特殊性により、中国側の統計人数は、留日学生的実数よりかなり少ないので、研究上の参考にならない。それに対して、日華学会は、1927年（昭和2年）から各学校の中国人留学生名簿をまとめ、

1944年までに毎年中国人留学生名簿を詳しく作り続けた。留学生の流動性が激しかったので、その統計は、完璧なものではないと思われるが、実数にかなり近い数を表わしていると言えるだろう。この名簿は、「満洲国」の成立に伴って、1935年から駐日満洲国大使館が『満洲国留日学生録』を作成し始めたことによって、以下のように度々改称されている。

- 1.『留日中華学生名簿』（第1～第6版）
- 2.『留日学生名簿』（第7～第10版）
- 3.『中華民国・満洲国留日学生名簿』（第11～13版）

4.『中華民国留日学生名簿』（第14版～第18回）  
民国中期以後の留学生総人数等は、日本側の資料で明らかになっている。ただし、その統計は、すでに学校に在籍している留学生しか統計していないので、様々な形で日本語を勉強している留学生予備軍の人数も少なくなかったであろうが、その点ははっきりしないのである。それ故に、留学生の回想に1万人以上とする留学生がしばしば登場する。

以上の各種資料によって、筆者は次の「表4」を作った。この表によって昭和期の留日学生数がより実数に近いものとして把握することができ、さらには、上述したような当時の様々な傾向を考えるきっかけにもなったのである。



(42)

「表4」 民国中・後期における留日学生総数（「満洲国」留学生を含む）（1927年～1944年）

単位：人

年 度	中華民国 (内女子数)	「満洲国」 (内女子数)	総人数 (内女子数)	日華学会各版留学生名簿の 女子についての説明と推測	出 典
1927年6月	1924 (97※)		1924 (97※)		a d
1928年6月	2480 (107※)		2480 (107※)		a e
1929年	2485 (—)		2485 (—)		a
1930年	3049 (—)		3049 (—)		a
1931年5月	2972 (192)		2972 (192)	一部予備校の女子数不明。	a f
1932年6月	1083 (—)	317 (—)	1400 (96)		a g
1933年5月	1043 (—)	314 (—)	1357 (114)	推測120～130名内外。	a h
1934年6月	1411 (—)	757 (85*)	2168 (170)	推測200名内外。	a c i
1935年6月	2394 (—)	1133 (129*)	3517 (339)	推測370～380名内外。	a c j
1936年6月	3857 (—)	1805 (160*)	5662 (441)	推測500～600名内外。	a c k
1937年6月1日	3995 (393)	1939 (182)	5934 (575)		a l
1937年12月1日	403 (—)	—	—		a
1938年6月	1512 (126)	1620 (107)	3132 (233)		a m
1939年6月	1005 (83)	1322 (170)	2327 (253)		a n
1940年6月	1204 (124)	933 (128) *	2137 (252)		b c o
1941年9月	1466 (163)	1256 (206) *	2722 (369)		b c p
1942年4月	1341 (151)	1220 (189) *	2561 (340)		b c q
1943年9月	1380 (152)	1004 (183) *	2384 (335)		b c r
1944年4月	1118 (136)	—	—		b s

注：各総人数は、出典のaとbとcに基づくものであり、女子数（※と\*を除く）は、日華学会留学生名簿の各年度の統計によるものである。

※は、当年度の日華学会留学生名簿に女子留学生数の統計がないので、筆者が、女子学校に在籍することと、出身校が女子学校であったことに基づき、性別を判断して数えたものであり、不完全な数字である。

\*は、出典のcによる数字である。

出典：a～sより作成。

a：日華学会『第13版 中華民国・満洲国留日学生名簿』昭和14年6月現在、東京、日華学会、1939年、15頁「留日学生省別年度別員数表」。

b：日華学会『第18回 中華民国留日学生名簿』昭和19年4月現在、東京、日華学会、1944年、15頁「留日学生省別年度別員数表」。

c：駐日満洲国大使館『満洲国留日学生録 昭和18年・康徳10年度』康徳10年10月現在、東京、駐日満洲国大使館、1943年、96頁「留日学生性別歴年比較表」。

d：日華学会『留日中華学生名簿』昭和2年6月現在、東京、日華学会、1927年。

e：日華学会『留日中華学生名簿』昭和3年6月現在、東京、日華学会、1928年。

f：日華学会『第5版 留日中華学生名簿』昭和6年5月現在、東京、日華学会、1931年、「留日中華学生名簿目次」15頁。

g：日華学会『第6版 留日中華学生名簿』昭和7年6月現在、東京、日華学会、1932年、「留日中華学生校別名簿目次」15頁。

h：日華学会『第7版 留日学生名簿』昭和8年6月現在、東京、日華学会、1933年、「留日学生学校別名簿目次」9頁。

- i : 日華学会『第8版 留日学生名簿』昭和9年6月現在，東京，日華学会，1934年，「留日学生学校別名簿目次」9頁。
- j : 日華学会『第9版 留日学生名簿』昭和10年6月現在，東京，日華学会，1935年，「留日学生学校別名簿目次」10～11頁。
- k : 日華学会『第10版 留日学生名簿』昭和11年6月現在，東京，日華学会，1936年，「留日学生学校別名簿目次」11～12頁。
- l : 日華学会『第11版 中華民国・満洲国留日学生名簿』昭和12年6月現在，東京，日華学会，1937年，「留学生名簿総目次」13頁。
- m : 日華学会『第12版 中華民国・満洲国留日学生名簿』昭和13年6月現在，東京，日華学会，1938年，「留日学生学校別名簿目次」12頁。
- n : 日華学会『第13版 中華民国・満洲国留日学生名簿』昭和14年6月現在，東京，日華学会，1939年，「留日学生学校別名簿目次」10頁。
- o : 日華学会『第14版 中華民国留日学生名簿』昭和15年6月現在，東京，日華学会，1940年，「留日学生名簿」1頁。
- p : 日華学会『第15版 中華民国留日学生名簿』昭和16年9月現在，東京，日華学会，1941年，「留日学生名簿」1頁。
- q : 日華学会『第16回 中華民国留日学生名簿』昭和17年4月現在，東京，日華学会，1942年，「留日学生名簿」1頁。
- r : 日華学会『第17回 中華民国留日学生名簿』昭和18年9月現在，東京，日華学会，1943年，「留日学生名簿」1頁。
- s : 日華学会『第18回 中華民国留日学生名簿』昭和19年4月現在，東京，日華学会，1944年。

## [注]

- (1) 王奇生著『中国留学生的歴史軌跡』武漢，湖北教育出版社，1992年，150頁。
- (2) 中華民国教育部「国外留学生規程」1933年。日華学会『第2版 留日学務規程及概況』東京，日華学会，1937年，15頁～21頁。
- (3) 「以後選派国外留学生，應注重自然科学及應用科学……。」中国第二歴史檔案館所収「国民政府行政院檔案」2(2) —— 902。王奇生著『中国留学生的歴史軌跡』150頁。
- (4) 「公費留学生應視国家建設上的特殊需要，斟酌派遣，每次属于理農工医的，至少應占全額十分之七，自費留学生得依本人志愿，肆習任何学科，但学理農工医者，應尽量先叙補公費或津貼；学文哲政治芸術等学者，非至大学畢業入研究院時，不得受公家補助。」同上。
- (5) 中華民国教育部「国外留学生規程」1933年。日華学会『第2版 留日学務規程及概況』16頁。
- (6) 王奇生著『中国留学生的歴史軌跡』150頁。
- (7) 中華年鑑社『中華年鑑』下冊，中華年鑑社，1948年，1747頁「附表2 歷年度出国留学生数」による。
- (8) 日華学会『第2版 留日学務規程及概況』「例言」1頁。
- (9) 同上，16頁～17頁。

- (10) 同上，19頁。
- (11) 「須根據三民主義的精神，融合東西文化之所長，以造成三民主義的新文化。」国民党『三民主義教育原則』1931年9月。
- (12) 中華民国教育部「国外留学生規程」1933年。日華学会編『第2版 留日学務規程及概況』17頁。
- (13) 中華民国教育部「国外留学生規程」1933年。日華学会編『第2版 留日学務規程及概況』16頁。
- (14) 「東北（満洲）青年教育處」。同上，172頁。
- (15) 王奇生著『中国留学生的歴史軌跡』157～158頁。
- (16) 中華民国教育部「国外留学生規程」1933年。日華学会編『第2版 留日学務規程及概況』20頁。
- (17) 同上。
- (18) 「留日学生の資格問題」1933年12月18日。同上，26頁。
- (19) 監督処布告「国外留学規程実施上の便法」1933年12月6日。同上，22頁。
- (20) 監督処布告「留日学務要録」1934年10月17日。同上，23頁。
- (21) 監督処布告「留日手続上の緩和便法」1935年11月28日。同上，25頁。

(44)

- (22) 同上。
- (23) 「国外留学概況」(1935年12月教育部「最近6年中華民國国外留学生統計」の訳文と訳者注)。同上, 102頁。
- (24) 陳業勲「關於留学教育問題」。留東学会『留東學報』東京, 留東学会, 第1卷第1期, 1935年, 101~102頁。
- (25) 日華学会『第8版 留日学生名簿』昭和9年6月現在, 東京, 日華学会, 1934年, 14頁。
- (26) 留東学会『留東學報』第1卷第1期, 105頁。
- (27) 日華学会『第11版 中華民国・満洲国留日学生名簿』昭和12年6月現在, 1937年, 14頁「留日学生省別年度員数表」。
- (28) 留東学会『留東學報』第1卷第4期, 1936年, 109~115頁。
- (29) 王奇生著『抗日与救国』桂林, 广西師範大学出版社, 1995年, 57頁。
- (30) 同上, 66頁。
- (31) 『朝日新聞』1937年2月15日。
- (32) 1994年8月29日の黃薇へのインタビュー記録による。
- (33) 同上, 62頁。
- (34) 王奇生著『抗日与救国』56~57頁。
- (35) 1994年8月29日の黃薇へのインタビュー記録による。
- (36) 謝冰瑩著『在日本獄中』桂林, 耕耘出版社, 1943年, 1頁。
- (37) 王奇生著『中国留学生的歷史軌跡』115~116頁。
- (38) 日華学会『第10版 留日学生名簿』昭和11年6月現在, 東京, 日華学会, 1936年, 1頁「例言」。
- (39) 日華学会『第5版 留日中華学生名簿』昭和6年5月現在, 東京, 日華学会, 1931年, 2頁, 6頁, 12頁。
- (40) 日華学会『第10版 留日学生名簿』1~15頁。
- (41) 日華学会『第5版 留日中華学生名簿』8~10頁。
- (42) 日華学会『第10版 留日学生名簿』50頁, 59頁, 74~75頁, 95頁。
- (43) 謝冰瑩著『我的回憶』台北, 三民書局, 1966年, 8頁。
- (44) 謝冰瑩著『在日本獄中』82頁。
- (45) 同上, 89~90頁。
- (46) 中国第二歴史檔案館所収「18年度至35年度出国留学生数」全宗号5, 案卷号12038。王奇生著『抗日与救国』251頁。

